

耕作放棄地対策事例集

荒廃農地の再生利用に向けた取組主体別事例



農林水産省

目 次

- 農業者等による取組 p. 1
- 集落協定（中山間地域等直接支払制度）による取組 . . . p. 4
- 農業生産者組合による取組
（農地・水・環境保全向上対策の活用） p. 5
- 農業委員会による取組 p. 6
- 農協等による取組 p. 8
- 土地改良区等による取組 p. 9
- 農地保有合理化法人による取組 p. 10
- NPO等による取組 p. 11
- 異業種団体と行政・住民の連携による取組 . . p. 14

【農業者等による取組】

埼玉県上尾市

テーマ	耕作放棄地こそ優良な経営資源		
実施年度	平成7年度～	解消面積	42.0ha（平成21年3月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者不足 ・価格の低迷 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 農業生産法人 実施者： 農業生産法人
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 農業生産法人 作物： 小松菜（33ha）	協力者等	
再生結果 （作物をどのように販売・利用）	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱先の注文に応じた出荷形態に対応 ・首都圏以外の地方都市へも出荷 ・加工、冷凍用特別栽培小松菜として、埼玉県学校給食会へ出荷 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度耕作放棄地対策研究会紹介事例 ・政府広報「峰竜太のナッ得！ジャパン」紹介事例
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・典型的な都市近郊農業地帯であり、農地を相続しても耕作しない者が多く、耕作放棄地の増加が深刻化した。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地問題をビジネスチャンスとして捕らえ、再生ビジネスを始めることとした。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該農業生産法人の代表者は親の後を継ぎ就農したが、平成7年に経営規模2ヘクタールの有限会社を立ち上げ、平成15年には株式会社化。平成21年には、経営面積は45haに拡大、社員数9人、パート雇用130人超となっている。 ・耕作放棄地を自己所有機械やリース機械により復旧。復旧後、堆肥を投与し、1年間以上は牧草（緑肥）の植栽により土壌改良を図り、2年目から小松菜の大規模露地栽培を実施している。 ・耕作放棄地の復旧に当たっては、作土を最低70cm確保するため、油圧ショベルを用いて作業を行う。表層に含まれる雑草種子や根などの耕作の障害となるものを下層の土に入れ替え、優良農地へと生まれ変わらせている。 ・農地所有者との間では、農地復元の経費を請求しない代わりに、一定期間は賃貸料を支払わない契約を結んでいる。 ・平成21年においても「耕作放棄地こそ優良な経営資源」との考え方にに基づき、借地式大規模経営のビジネスモデルを展開している。 		
課題・解決方策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における労働力不足 解決方策： <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のパート雇用 		
事例写真			

【農業者等による取組】

長野県上田市

テーマ	地域との合意形成により設立されたワインメーカー主導の農業生産法人が醸造用ブドウを栽培		
実施年度	平成 14 年度～	解消面積	21.0ha（平成 21 年 3 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・養蚕の衰退 ・薬用人参の連作障害 ・価格の低迷 ・高齢化 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： ワインメーカー 実施者： 農業生産法人（整備・復旧）
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 農業生産法人 作物： 醸造用ブドウ（21.0ha）	協力者等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者約 100 名 ・農業委員会 ・県地方事務所農政課 ・農業改良普及センター
再生結果 （作物をどのように販売・利用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ワインメーカーへ 100%出荷 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ワインセミナーの開催 ・収穫体験、交流など ・政府広報「峰竜太のナッ得！ジャパン」紹介事例
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・かつては桑や薬用人参の栽培が行われていたが、養蚕の衰退、薬用人参の連作障害、価格の低迷により作付けが減少した。 ・農家の高齢化の進行とともに農地の耕作放棄が進んだ。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・ワインメーカーが安定的な原材料を確保するため、産地化計画を策定し、当該地域への進出を目指すこととした。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地元も受入れ姿勢を示し、平成 12 年に地元区長、農業委員、町会議員などにより「陣場地区土地利用研究会」を発足。 ・農地所有者約 100 名と合意形成を図り、農地の利用調整を行う。 ・平成 15 年にワインメーカーが農業生産法人を設立。醸造用ブドウ栽培を開始。 ・平成 14～16 年、18 年に県単事業及び市単事業を活用し、平成 19 年度からは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し 21.0 ha の耕作放棄地を整備・復旧し、ブドウ苗を定植し、一連の醸造用ブドウ団地に生まれ変わった。 		
課題・解決方策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・増加する耕作放棄地対策（農地の有効利用、担い手問題） ・桑、薬用人参に代わる導入作物の選択 解決方策： <ul style="list-style-type: none"> ・省力かつ大規模経営が可能な醸造用ブドウ産地への取り組み ・ワインメーカーからの呼びかけに応じた土地利用研究会による農地の利用調整等、取り組みの推進 		
事例写真			

【農業者等による取組】

愛知県設楽町

テーマ	獣害に強く、かつて郷土食として親しまれていたエゴマを町の特産に		
実施年度	平成 19 年度～	解消面積	1.5ha（平成 20 年 6 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・深刻な獣害 ・過疎化 ・高齢化 ・後継者不足 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 農家（35 名）が設立した「エゴマ研究会」
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 研究会設立農家 作物： エゴマ（1.5ha）	協力者等	・町や県の普及員
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・エゴマドレッシングの開発 ・「アグリステーションなぐら」内の飲食店において五平餅のエゴマみそとして使用 ・物産展での販売 	その他	
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・町内ではイノシシ、サル、シカ等の野生獣による農作物被害が拡大し、農業者の生産意欲の低下、耕作放棄地の増加が懸念されている。 ・農産物需要の低迷、過疎化・高齢化に伴う担い手の減少などにより、産地の活力低下が進み、耕作放棄地の増加にもつながっている。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部に位置する設楽町でのエゴマ栽培の歴史は古く、自家消費用として各農家で栽培されてきた経緯があり、獣害にも強いエゴマの特産化を図ることとして、平成 19 年 5 月に町内の農家 35 人が「エゴマ研究会」を設立した。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町や県の普及員と一体となって、町を挙げて栽培の勉強会を開くなどして増産に取り組んでおり、平成 20 年度においても同様の取組みを行っている。 ・生産資材費は土作り以外不要で、販売額は 10 アール当たり最大約 15 万円である。 		
課題・解決策	<p>課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大 ・栽培技術の高位平準化 ・収穫後の選別調整作業の機械による均一化 <p>解決方策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エゴマを使ったサラダドレッシング・油を開発、また、町内の「アグリステーションなぐら」の飲食店において五平餅のエゴマみそとして利用 ・収量を増やせる摘芯の仕方や収穫の方法等について、研究会による研修活動の取組 		
事例写真			

【集落協定（中山間地域等直接支払制度）による取組】

宮城県登米市

テーマ	道の駅での直売及び体験農園による都市との交流		
実施年度	平成 14 年度～	解消面積	0.7ha（平成 21 年 3 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 種兼業農家が多い ・ 農家の高齢化 ・ 後継者不足 ・ 条件不利地（傾斜地、農道狭隘） 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 集落協定管理組合代表 実施者： 集落協定農家
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 集落協定農家 作物： トウモロコシ、カボチャなど 利用： 体験農園（サツマイモ）	協力者等	
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅での直売（トウモロコシ、カボチャ） ・ 体験農園での材料提供（サツマイモ） 	その他	
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当集落のほとんどが 2 種兼業農家で個別経営を行っていること、農作業従事者の高齢化や後継者不足による労働力不足、農道の狭隘、傾斜地等の作業条件の悪さにより、耕作放棄地が増えている。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払制度をきっかけに平成 12 年度に策定した「集落協定」をもとに耕作放棄地の刈り払い、耕起が定着した。2 年目にモデル構造推進指導事業（県単）のモデル集落の指定を受け、平成 14 年度から共同取組活動の一環として、協定地域内の耕作放棄地を活用したトウモロコシの共同栽培を試みた。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入作物は、これまで共同作業を行っていて管理がしやすいもの、都市交流時に参加者に喜ばれやすい品目であるトウモロコシとし、収穫物は市内の道の駅にて直売を行った。 ・ 平成 17 年度からの「新集落協定」では、体験農園を設置し「さつまいも掘り」で都市交流を進めた。 ・ 平成 17 年度から耕作放棄化のおそれのある農地について話し合い、そこを積極的な都市交流の場とするため体験農園とした。また、トウモロコシ、サツマイモの品種は、高付加価値農業の実践も視野に入れ、新品種の導入を積極的に行った。 ・ 平成 20 年度においても、体験農園の利用、道の駅での販売が順調である。 		
課題・解決方策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めての都市との交流をいかに進めるか。 解決方策： <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内で十分に話し合い、協定者個々の家族の理解と協力の下、交流会を実施し、事業計画の確認、播種・定植共同作業、現地検討会、直売方法検討、都市交流打合わせ、反省会を行った。 		
事例写真			

【農業生産者組合による取組（農地・水・環境保全向上対策の活用）】

岡山県美咲町

テーマ	伝統文化とこだわりの味の継承		
実施年度	平成 15 年度～	解消面積	8ha（平成 21 年 3 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の減少 ・ 高齢化 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 農業生産者組合 実施者： 農業生産者組合
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 農業生産者組合 作物： 赤そば、白そば、なたね	協力者等	
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産者組合が運営するそば屋「紅そば亭」で使用 ・ そば祭り 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度 第 4 回美の里づくりコンクール「農林水産大臣賞」
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹作物は、農業用ため池と自然水に頼る棚田での水稲であるため、農業者の高齢化の進行や減少に伴い、農地、水路、農道等の保全活動の低下や耕作放棄地の増大が危惧されていた。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 12 年に中山間地域等直接払制度の受け皿として、農業生産者組合が組織され、景観や環境の保全のため、耕作放棄地の再生利用の取組が強化されることとなった。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年夏、棚田見学の訪問者に美しい景観を楽しんでもらうため、耕作放棄地等へ赤そば「高峰（たかね）ルビー」を作付けしたところ、写真家や多くの見学者が訪れるようになった。 ・ これを機に、平成 15 年冬に地区内で収穫・製粉したそばと野菜を活用し、農業生産組合が運営するこだわりのそば屋「紅（あか）そば亭」の営業が始まり、平成 20 年度には、年間 12 千人が訪れるまでになった。 ・ また、祭りの復活、獅子舞・宮棒の伝承等伝統文化の継承、地産地消の拡大、環境に配慮した農業、景観の保全につながっている。 ・ 平成 19 年 4 月からは、老人会、PTA 等非農業者の参画を得て、農地・水・環境保全向上対策を実施し、農地等の保全活動や耕作放棄地の発生防止とその再生利用が地域ぐるみで実施されている。 		
課題・解決策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地の発生による景観の悪化 ・ 農家の高齢化による労働力不足 解決策： <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤そば「高峰（たかね）ルビー」の作付け ・ 農業者と非農業者が一体となった共同活動（農地・水・環境保全向上対策の活用） 		
事例写真	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin: 0 20px; font-size: 2em;">➔</div>  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>赤そばの作付け</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>紅そば亭</p> </div> </div>		

【農業委員会による取組】

北海道稚内市

テーマ	農業生産法人（建設業から参入）と連携して伝統作物である「勇知イモ」を復活		
実施年度	平成 15 年度～	解消面積	12.4ha（平成 20 年 4 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物の競争激化 ・生乳、乳製品の需要不安定 ・従事者の高齢化、後継者不足 ・牧草地の遊休化 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 農業委員会（呼びかけ）
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 農業生産法人（建設業から参入） 作物： 勇知イモ（2.4ha）、カボチャ（0.5ha）、タマネギ（0.3ha）、そば（1.2ha）、小麦（0.5ha）、採草（7.5ha）	協力者等	
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のスーパーなど（すぐに完売） 	その他	
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の農業は9割近くを畜産が占めているのが特徴であるが、農畜産物の輸入自由化など国内外の競争が強まる中、厳しい経営環境に置かれている。 ・また、生乳・乳製品の需要動向が不安定なこと、諸経費の高騰、さらに農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家戸数は減少傾向が続いており、牧草畑の放棄が進んでいた。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会は、農地パトロールで見つかった約 20ha の放棄牧草畑を活用するため、同市周辺の主流作物だったジャガイモの「勇知イモ」を復活させることとした。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勇知イモは「農林 1 号」の地元の愛称であり、かつては、地域のブランドとして盛んに栽培されていたが、酪農の振興とともに廃れていた。 ・平成 15 年に建設業から農業に新規参入した農業生産法人に栽培を呼びかけ、同年から栽培を始めた。 ・平成 17 年度、同社は勇知イモを 2.4ha 作付けしており、すべて市内のスーパーなどで販売されている。平成 20 年度においても他に作付ける人がいないので供給が追いつかず、すぐに完売する状況である。 		
課題・解決方策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・ジャガイモの栽培は、自然の地層のままでは水はけの良い酸性地でないと難しい。 解決方策： <ul style="list-style-type: none"> ・調査したところ、放棄牧草畑のうちでこの条件を満たすのは 3 分の 1 程度であった。適地にはジャガイモ、それ以外には他の畑作物（カボチャ、タマネギ）を作付けることにした。 		
事例写真			

【農業委員会による取組】

山形県天童市

テーマ	耕作放棄地の実態調査と解消のための指導		
実施年度	昭和 55 年度～	解消面積	61.7ha（平成 21 年 3 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化 ・労働力不足 ・農地の引き受け手不足 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 農業委員会（呼びかけ）
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 地元農家 作物： そば（0.3ha）、もも（0.3ha）等	協力者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農用地利用改善団体 ・果樹部会 ・JA等職員
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・地元のそば店へ販売 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度耕作放棄地発生防止・解消活動「農林水産大臣賞」
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力不足による樹園地の荒廃や都市的開発等の影響により耕作放棄地が発生。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 55 年農用地利用増進法が制定されたことをきっかけに、農業委員会が農業関係団体等と連携し耕作放棄地の実態把握に着手し、農業委員会がその解消に対する指導を実施することとした。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本取組は、昭和 55 年以降、1 年も休むことなく継続されている。 ・一戸の農家で負担が重い耕作放棄地の復元は、複数の農家が共同で実施するようにしている。 ・例えば、耕作放棄リンゴ園を 10 戸でそば畑に復元し、収穫したそばを地元のそば店へ販売する、耕作放棄リンゴ園を JA 青年部が桃の低樹木栽培の試験地として活用するなどである。 ・また、農業委員会の建議により平成 9 年度から「天童市遊休農地解消対策事業」が予算化（耕作放棄地の抜根・整地に対して 10a 当たり山間部 10 万円、その他地域 7 万円の補助）され、本事業の活用により平成 20 年度までに 21ha の解消が図られている。 		
課題・解決方策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の発生防止 解決方策： <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業者と一緒に調査することにより耕作放棄地が地域の問題として認識され、耕作放棄地の発生防止と解消につながっている。 		
事例写真	 		

【農協等による取組】

岐阜県高山市

テーマ	構造改革特区制度を活用して、実バラ・古代米を新たな特産物に		
実施年度	平成 16 年度～	解消面積	1.57ha（平成 21 年 4 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化 ・傾斜地、日照等の耕作条件不良 ・獣害被害 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： <ul style="list-style-type: none"> ・全農岐阜県本部（呼びかけ） ・市、地元農協、農畜産公社
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 運送業者（特定法人） 作物： 実バラ（1.86ha）、古代米（0.37ha）	協力者等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農家（農地管理）
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・実バラ⇒観賞用 ・古代米⇒日本酒の原料として委託醸造、全農岐阜を通し販売 	その他	
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・各集落の中で、小区画、獣害被害、傾斜、日照等耕作条件が悪い農地が放棄化している。 ・山間部の過疎集落、離村集落や水源枯渇、耕土不良による放棄地も目立っている。 ・今後 10 年を見通し耕作放棄地となるおそれのある土地は、高齢農家の後継者不足、不在地主の増加、担い手の育成状況等などから、市内に相当程度存在していると思われる。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も耕作放棄地の増加が予測され、農業労働力の確保と停滞した地域農業の活性化を目指して特区への取り組みが進められ、運送業者（特定法人）の農業参入が構想された。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・参入業者は JA グループ企業であり、全農岐阜及び地元農協が実証圃で実バラの試験栽培を先行し、平成 16 年 12 月に参入業者がこれを引き継いだ。 ・平成 17 年 2 月には、県農畜産公社（農地保有合理化法人）が参入業者に対して農地を 10 年リース契約。 ・実バラは観賞用として、古代米（黒米）は日本酒の原料として利用。 ・実バラの販売は全農岐阜が協力して市場出荷。古代米を原料とする日本酒も全農岐阜を通して販売。 ・平成 21 年度以降は、栽培技術の向上や販路の開拓により経営基盤を安定させるとともに、地元で生産組織を育成し、地域一帯となった活動を目指す。 		
課題・解決方策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による労働力不足 ・地域社会による企業の受け入れ ・新規作物の実バラは、国内生産がまだ殆ど無く外国からの輸入が主であるので、栽培・管理の確立に時間を要した。 解決方策： <ul style="list-style-type: none"> ・企業の農業参入 ・市、農協、農畜産公社が連携して地元説明 ・岐阜ブランド化に向け販路確保に努めていく。 		
事例写真	   <p>日本酒「荒木郷」 古代米（黒米＋赤米）</p>		

【土地改良区等による取組】

山形県戸沢村

テーマ	地域連携による伝統農作物の栽培で、耕作放棄地の解消と地域振興		
実施年度	平成12年度～	解消面積	3.7ha（平成21年3月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	・高齢化、後継者不足	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 土地改良区、県ふるさと保全指導員、地区代表者 実施者： 地元農家
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 地元農家（共同作業） 作物： そば（3.7ha）	協力者等	・県（モデル支援事業） ・村（保全活動支援） ・JA（地力増進、作業体系、乾燥・製粉、販路）
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	・村ソバ職人会設立 ・観光体験 ・手打ちソバ店5店開業 ・ソバ焼酎原料契約栽培等	その他	
発生要因・経緯	・対象農地一帯は畑地開発事業区域として葉たばこ一般野菜の生産が盛んであったが、兼業化が進むにつれ撤退農家が相次ぎ、加えて高齢化と担い手の減少により荒廃農地が発生。		
取組の契機	・県ふるさと保全隊支援事業で実施した耕作放棄地調査を踏まえ、耕作放棄地発生の原因である労力不足に対応するため、省力型の肥培管理、収穫作業を前提とし、地域振興につながる可能性のあるソバを作付けることとした。		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ソバ作付推進委員会を組織し、除草・耕起・播種・収穫の共同作業を実施。平成19年度まで系統出荷による販売を実施した。 ・土地改良区は、農地の利用調整、推進組織づくりを実施。 ・平成20年度においても、村新そば祭り、そば打ち体験等の実施により地域内での消費拡大と地域振興が図られている。 ・収益性確保、共同作業の継続等に今後の課題もあり、他の作物選定や農地利用の更なる検討を必要としている。 		
課題・解決方策	課題： ・畑作農家の労働力不足 ・土地利用調整 ・経費負担 ・担い手確保	解決方策： ・省力化を図ることができる土地利用型作物の栽培 ・推進組織への委任 ・関係機関による支援 ・推進組織による共同作業	
事例写真			

【農地保有合理化法人による取組】

沖縄県竹富町

テーマ	農地保有合理化法人により土地を買い戻し、耕作放棄地を牧草地へ		
実施年度	平成 14 年度～平成 19 年度	解消面積	69ha（平成 21 年 3 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・大干ばつによる島民の島外への移住 ・企業がリゾート開発のため農地を買収、その後開発が中断 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 農業委員会（呼びかけ）、農地保有合理化法人 実施者： 農地保有合理化法人（造成事業）
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 農地保有合理化法人 作物： 牧草	協力者等	
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・地元で飼育されている肉用牛の飼料 	その他	
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・本土復帰以前は、サトウキビ、穀類などの作物を栽培していたが、昭和 46 年の大干ばつ等により、地元の農家、住民の大半が島外に移り住み、集落の空屋敷及び耕作放棄地が増加した。 ・また、本土復帰以前、リゾート開発を目的に本土の企業が島の多くの農地等を買収したが、リゾート開発は進まず中断し、土地の多くは原野となっていた。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・黒島は、隆起珊瑚礁で出来た平坦な島で、土壌は島尻マーヅで、土層が浅い地帯であり保水力が低い。これまで換金作物として、サトウキビ、葉タバコ等の栽培に取り組んできたが、干ばつと台風被害、更には連作障害に見舞われ、島の経済は衰退した。そこで、このような土地条件でも栽培可能で、島嶼でも販路が確立され収益性の高い肉用牛繁殖経営における飼養家畜の飼料となる牧草を導入することとした。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・島の利用可能な多くの土地が未利用という状況の中、畜産拡大の観点から島民は土地の再利用を望んだが、個々の農家が本土のデベロッパーから個別に土地を買い戻すのは困難であった。 ・このような状況から、農地保有合理化法人（県農業開発公社）がデベロッパーから土地を買い戻し、平成 15 年度から畜産公共事業により草地造成等の事業を実施。サンゴ石灰石の岩盤を破碎し、草地を造成することにより肉用牛の増頭が図られ、平成 20 年度においても順調な営農が展開されている。 		
課題・解決方策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・デベロッパーが買収した原野化した農地の取扱 ・土壌等の制約により耕作が困難 解決方策： <ul style="list-style-type: none"> ・農地保有合理化法人による土地の買い戻し。 ・耕種から肉用牛に移行し、「全国に通用する牛をつくる」を目標に生産拡大 ・畜産公共事業等による草地開発（サンゴ石灰石の岩盤を破碎・草地造成） 		
事例写真	 		

【NPO等による取組】

福島県二本松市

テーマ	耕作放棄された桑園の桑を農商工連携により付加価値の高い製品として販売		
実施年度	平成 17 年度～	解消面積	47.8ha（平成 21 年 3 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・養蚕業の衰退 ・過疎化 ・高齢化 ・条件不利地（傾斜地） 	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： NPO 法人代表 実施者： NPO 法人
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： NPO 法人 作物： 桑、マコモダケ、ネギ、ジャガイモ、タマネギ 等	協力者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・中山間地域直接支払制度協定集落
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・農商工連携により付加価値の高い桑製品として販売 ・道の駅での販売、学校給食への供給、他店舗販売 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度耕作放棄地発生防止・解消活動「農村振興局長賞」
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・養蚕業の衰退により、耕作放棄化した桑園が増加した。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月、旧東和町で取り組んできた特産事業、あぶくま館店舗事業、都市との交流事業をさらに発展させるため NPO 法人を設立し、同法人が地域おこしを考える中で、耕作放棄化し景観を損ねていた桑園の活用が検討されたことが契機となった。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄された桑園の新たな活用策として、桑を中心とした農産物生産（桑パウダー、桑茶、桑羊羹、桑の実ベリードリンク等）と農商工連携による高付加価値化に活路を見出した。 ・道の駅での販売、学校給食への供給、産直による食材配達により需要を拡大し、農業体験の受け入れも行い、平成 17 年からの 3 年間で、新規就農者 5 組 9 名が定住した。 ・NPO 法人内部を部門責任制とすることで、会員の創意工夫を引き出し、地域資源である耕作放棄地（遊休桑園）の有効活用に多面的に取り組んでいる。 ・中山間地域等直接支払制度協定集落と連携し、NPO 法人がマコモダケ、ネギ、ジャガイモ、タマネギ等の生産指導と生産物の仕入れを行い、耕作放棄地の発生防止・解消、収益確保にも貢献している。 		
課題・解決方策	課題： <ul style="list-style-type: none"> ・養蚕業の衰退による耕作放棄地化した桑園の増加。 解決方策： <ul style="list-style-type: none"> ・農商工連携により付加価値の高い桑製品を開発、販売。 ・中山間地域等直接支払制度協定集落に対するねぎ、じゃがいも、玉ねぎなどの栽培指導等。 		
事例写真	 <p>再生桑園（桑葉として活用）</p>		

【NPO等による取組】

愛媛県宇和島市

テーマ	段畑を地域の文化的遺産として後世に残す		
実施年度	平成 12 年度～	解消面積	1.4ha（平成 21 年 3 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	・担い手の減少	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： NPO 法人「段畑を守ろう会」 実施者： 同会会員、地元耕作者
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 同会会員、地元耕作者 作物： ジャガイモ（景観作物） 利用： 伝統的景観保全、耕作管理維持	協力者等	
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	・収穫祭「ふる里だんだんまつり」の開催 ・特徴のある景観により観光客を誘致	その他	・平成 19 年度重要文化的景観（文化財）に選定
発生要因・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 27 年にサツマイモが暴落し、早堀のジャガイモ栽培に切り替えたが、ジャガイモも昭和 39 年に暴落、この時、真珠・魚類の養殖に乗り出し、日本屈指の養殖先進地となったものの、段々畑は荒廃した。 このような状況下で担い手の減少とともに 9.7ha あった段々畑は平成 7 年には 1.6ha にまで減少した。 		
取組の契機	<ul style="list-style-type: none"> 先祖が築いた段々畑を地域遺産とし、景観を保全して後世へ伝えていくため、地元有志により平成 12 年に「段畑を守ろう会」が結成された。 		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> 当市の沿岸部は、30～40 度にもなる急峻な斜面を段々畑として利用する独特の風景を呈している。特に遊子の水荷浦地区には「耕して天に至る」と例えられる段々畑が広がっており、地元では段々畑のことを略して「段畑」と呼んでいる。 「段畑を守ろう会」は結成後、補助事業の活用や、会員、地元耕作者の自助努力で 1.4ha 余りが耕作されるまでに回復し、平成 22 年度には更に 0.8ha が再生される見込みである。 会が段畑や地域文化の保存を普及啓発するため、自主的にはじめたジャガイモの収穫祭は、現在「ふる里だんだんまつり」として水荷浦地区を挙げてのイベントとなっている。毎年 4 月に開催され、市内外から多くの観光客が訪れるようになり、市民ボランティアとの交流活動を行っている。 また、平成 19 年度に段畑風景が国の重要文化的景観に選定されたほか、平成 20 年度からは国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、農地の再生に取組み直売所・食材提供施設（だんだん茶屋）を運営する等、地区住民と行政が協働しながら景観保全・耕作管理維持、地域活性化について積極的な取組を行っている。 		
課題・解決方策	<p>課題：城壁を思わせるような石垣景観を維持するため、年間を通じた徹底した除草作業は今もなお手作業で行われており、担い手の減少の中、重労働となっている。</p> <p>解決方策：モノレール・小型管理機など最小の機械力を導入しているが十分ではない。</p>		
事例写真			

【NPO等による取組】

熊本県天草市

テーマ	田舎暮らしを都市住民に提供、第2居住域として農村の活性化を図る		
実施年度	平成 18 年度～	解消面積	0.8ha（平成 21 年 3 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	・過疎化・高齢化・少子化	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 市、活性化推進協議会 実施者： NPO 法人
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： NPO 法人 作物： 菜の花、じゃがいも、里芋、大根	協力者等	・農業機械メーカー
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	・NPO 法人会員に販売 ・ふるさと薬膳「凧」の提供（使用する食材はほとんどが天草産）	その他	・平成 20 年度耕作放棄地対策研究会紹介事例
発生要因・経緯	・ポンカンなどの柑橘系の果樹栽培を主にした農業地域であるが、過疎化、高齢化、少子化（小学校は完全複式学級）が進み、「耕作したくてもできない」などの理由から不耕作。		
取組の契機	・耕作放棄地を農場に整備し、都市住民との交流を深め地域振興を図ることを目的とした NPO 法人が、平成 18 年 8 月に設立された。		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地を活用した、自給自足的な田舎暮らしを都市住民に提供することにより、農地の保全と農村の活性化を図るため、地域の組織である「金焼校区活性化推進協議会」と連携して、地区内で耕作放棄地となっている一団の場所、景観的にも恵まれている場所を候補地として選定し「トラスト農場」として復元し活用。 候補農地は、市が所有者と賃貸契約を締結後、NPO 法人に貸し出す「農地リース方式」とし、平成 18 年 11 月に第 1 号農場(4,600㎡)、平成 19 年 3 月には第 2 号農場(3,700㎡)において、菜種やジャガイモの植え付けを実施するなど農地として復元されている。 また、平成 18 年度から、本農場を活用した農作業体験、田舎暮らし体験など通じて都市住民との交流が図られている。 		
課題・解決方策	<p>課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市住民の入込みによる地域コミュニティ崩壊への懸念。 <p>解決方策：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市住民の定住・二地域居住による地域再生効果等について地元で粘り強く説明し理解を得た。 市では、市内にある“空き家”や“空き地”の情報を、移住・定住を希望する都市住民など（天草島外に在住の人）に提供するため、『空き家等情報バンク制度』を設置。 		
事例写真			

【異業種団体と行政・住民の連携による取組】

山形県朝日町

テーマ	菜の花によるバイオ燃料循環システムづくりで地産地消		
実施年度	平成 19 年度～	解消面積	1.35ha（平成 20 年 7 月現在）
発生要因 （耕作放棄地発生の原因・土地条件）	・過疎化の進行	取組主体 （解消活動の調整者・実施者）	調整者： 運送業者協会（呼びかけ）、県村山総合支庁、町が連携 実施者： 運送業者協会、地域住民
再生利用 （利用者及び再生のための作物・利用目的）	利用者： 運送業者協会、地域住民 作物： 菜の花（1ha）	協力者等	・同町水本地区の住民 20 名 ・県 ・町産業振興課
再生結果 （作物をどのように販売、その後の利用状況）	・菜の花食用油を学校の給食施設や老人ホーム、宿泊施設に無料で提供	その他	
発生要因・経緯	・過疎による耕作放棄地の発生。		
取組の契機	・運送業者協会が県村山総合支庁や町と連携し、バイオディーゼル燃料（BDF）の循環システムづくりに取り組むこととした。		
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域の耕作放棄地で育てた菜の花で食用油をつくり、その後、廃食油を回収して BDF を精製・販売する仕組みを構築し、農業、環境、教育、観光を網羅する「菜の花作戦」として実施した。 ・菜の花の栽培地は、同町水本地区。24 世帯の小集落で過疎化、高齢化に伴い、耕作放棄地が増えている。平成 19 年 9 月に運送業者協会が耕作放棄地約 1 ヘクタールを借り上げ、住民 20 人とともに畑を作り、種をまいた。 ・地域住民が菜の花を収穫し、精油業者に依頼して搾油する。食用油は学校の給食施設や老人ホーム、宿泊施設に無料で提供している。 ・平成 20 年 9 月に廃食油の回収に乗り出す。協会が町と連携し食用油の提供先をはじめ一般家庭にも協力を呼び掛け、まとまった量を確保する。さらに、平成 20 年 11 月には会員企業が所有する精製機で BDF を精製し、会員に販売している。 ・収益金を次年度の種の費用と、町内の子どものための環境教育に充てることで、菜の花作戦は循環を繰り返すことになる。 		
課題・解決方策	<p>課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は単位当たり収穫量が標準より低い。 <p>解決方策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き県と町産業振興課から指導を受けて単位当たりの収穫量の増加を検討、また、播種、菜の花観賞会、収穫祭などを通して地域内外の人々との交流を一層促進させ、今後は、地区内の廃校を利用した農業・環境学習会等も行っていく考え。 ・村山総合支庁は、耕作放棄地の解消に向けたモデルケースとして事業を検証。他地域への普及も視野にノウハウを蓄積していく。 		
事例写真			
	再生前	菜の花の種まき	菜の花の栽培

耕作放棄地対策に関する問い合わせ先

都道府県名	部課名	電話番号	内線	都道府県名	部課名	電話番号	内線
北海道	農政部農村設計課	011-231-4111	27-871	滋賀	農政水産部農政課	077-528-3815	3815
青森	農林水産部構造政策課	017-722-1111	3391	京都	農林水産部担い手支援課	075-451-8111	4910
岩手	農林水産部農業振興課	019-629-5645	直通	大阪	環境農林水産部農政室整備課計画指導グループ	06-6941-0351	2775
宮城	農林水産部農業振興課	022-211-2835	直通	兵庫	農政環境部農政企画局農業経営課	078-341-7711	3930
秋田	農林水産部農山村振興課	018-860-1857	直通	奈良	農林部農地活用推進課	0742-22-1101	4025
山形	農林水産部経営安定対策課	023-630-2384	直通	和歌山	農林水産部農業生産局経営支援課	073-432-4111	2931
福島	農林水産部農村振興課	024-521-7415	直通	鳥取	農林水産部経営支援課	0857-26-7111	7685
茨城	農林水産部農政企画課	029-301-1111	3832	島根	農林水産部農業経営課農地利用促進グループ	0852-22-6418	直通
栃木	農政部経営技術課	028-623-2286	直通	岡山	農林水産部農村振興課	086-224-7443	直通
群馬	農政部農政課構造政策室	027-223-1111	3023	広島	農林整備部農業基盤課農地整備室	082-228-2111	3650
埼玉	農林部農地活用推進室	048-830-4033	直通	山口	農林水産部農業経営課	083-922-3111	3346
千葉	農林水産部農村振興課	043-223-2862	直通	徳島	農林水産部農林水産政策課農地調整室	088-621-2389	直通
東京	農林水産部農業振興課	03-5320-4814	直通	香川	農政水産部農業経営課担い手グループ	087-831-1111	3756
神奈川	環境農政部農地課利用調整班	045-210-4461	直通	愛媛	農林水産部農産園芸課担い手対策推進室	089-941-2111	2552
山梨	農政部農村振興課	055-223-1598	直通	高知	農業振興部農業農村支援課	088-821-4512	直通
長野	農政部農村振興課	026-232-0111	3116	福岡	農林水産部農山漁村振興課	092-651-1111	3861
静岡	産業部農林業局経営基盤室	054-221-2754	直通	佐賀	生産振興部農産課	0952-25-7117	直通
新潟	農林水産部地域農政推進課	025-285-5511	2910	長崎	農林部農業経営課	095-895-2937	直通
富山	農林水産部農村環境課	076-431-4111	3964	熊本	農林水産部農業経営課農地利用推進班	096-333-2376	直通
石川	農林水産部経営対策課	076-225-1111	4742	大分	農林水産部農山漁村・担い手支援課	097-506-3587	直通
福井	農林水産部農林水産振興課	0776-21-1111	3022	宮崎	農政水産部地域農業推進課	0985-26-7126	直通
岐阜	農政部農業振興課構造改善担当	058-272-1111	2668	鹿児島	農政部経営技術課	099-286-2111	3160
愛知	農林水産部農業振興課利用集積・流動化グループ	052-961-2111	3644	沖縄	農林水産部村づくり計画課	098-866-2263	直通
三重	農水省工部担い手室経営体グループ	059-224-2354	直通				

- 東北農政局 農村振興課・農地整備課 (電話) 022-263-1111 (内4338・4491)
- 関東農政局 農村振興課・農地整備課 (電話) 048-600-0600 (内3404・3531)
- 北陸農政局 農村振興課・農地整備課 (電話) 076-263-2161 (内3413・3561)
- 東海農政局 農村振興課・農地整備課 (電話) 052-201-7271 (内2513・2652)
- 近畿農政局 農村振興課・農地整備課 (電話) 075-451-9161 (内2416・2561)
- 中国四国農政局 農村振興課・農地整備課 (電話) 086-224-4511 (内2513・2661)
- 九州農政局 農村振興課・農地整備課 (電話) 096-353-3561 (内4312・4661)
- 沖縄総合事務局 経営課・土地改良課 (電話) 098-866-0031 (内83288・83340)

農林水産省農村振興局耕作放棄地対策検討室 (電話) 03-6744-2442 (直通)

農林水産省ホームページ「耕作放棄地対策の推進」では、耕作放棄地対策に係わる各種情報を掲載しています。<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>

耕作放棄地対策の推進

検索